

## AllBlue net 会員規約 平成 22 年 11 月 1 日施行 オールブルー株式会社

### 第 1 章 総 則

#### 第 1 条 (規約の適用範囲)

オールブルー株式会社 (以下、当社とといいます。) は、この AllBlue net 会員規約 (以下、本規約とといいます。) に基づき、AllBlue net サービスを提供します。

2 本規約はすべての本サービス (以下、本サービスとといいます。) の利用に適用されます。

3 当社が別途規定する利用規約等は、本規約の一部を構成します。本規約と利用規約等が異なる場合には、特別な定めがない限り、利用規約等が優先します。

#### 第 2 条 (規約の変更)

当社は、本規約を随時変更することがあります。その場合には、会員等の利用条件その他会員契約の内容は、変更後の新たな本規約の内容が適用されます。

2 当社は、前項の変更を行う場合には、一定の予告期間において、当社の Web サイト上での掲載またはその他の当社が適切と判断する方法にて変更後の本規約の内容を会員に通知します。

#### 第 3 条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 「本サービス」とは、本規約に基づき、当社または当社と契約関係にある第三者 (以下、提携先とといいます。) が会員等に提供するサービスをいいます。

(2) 「会員」とは、本規約に同意したうえで、当社所定の方法により当社と会員契約を締結し、当社から本サービスの全部または一部を利用する資格を付与された個人をいいます。

(3) 「会員契約」とは、本規約に基づき、本サービスの提供を受けるための条件を定めた当社との契約をいい、会員が会員の関係者に本サービスを利用させる目的で当社と締結する契約を含みます。

(4) 「会員の関係者」とは、会員が当社所定の方法により手続きを行い、会員が有する本サービスを利用する資格に基づいて利用する会員の家族その他の個人をいいます。

(5) 「会員等」とは、会員および会員の関係者をいいます。

(6) 「利用規約等」とは、当社が、本サービスの利用に関し、本規約のほかに別途定め通知する以下のものをいいます。

a) 個別の利用規約およびその特約

b) オプションサービスに付随して定められる各種運用規定

c) 「ご案内」または「ご利用上の注意」等で案内する利用上の決まり

d) 会員等に対して当社所定の Web ページ上または電子メール等で随時通知する追加規定

e) 当社の運用方針等を定めた運用規定およびその他ガイドライン

(7) 「AllBlue ID」とは、本サービスを利用するための識別コードであって、会員等が当社所定の手続きによりあらかじめ登録設定したサービスログイン用のメールアドレスまた

は当社が付与するユーザIDをいいます。

(8)「AllBlue ID 等」とは、AllBlue ID ならびにメンバー名および会員等または当社が適宜作成するパスワードを総称していいます。

(9)「登録情報」とは、本サービスを利用するために、会員等が当社に登録する会員等の情報をいいます。

(10)「個人情報」とは、登録情報または本サービスの提供に関連して当社が知り得た会員等の情報であって、この情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することで、特定の個人を識別することができるものを含みます。）をいいます。

(11)「料金等」とは、本サービスの提供に関する料金その他の債務およびこれに係わる消費税相当額をいいます。

(12)「料金等情報」とは、会員等の利用料金、利用料金明細、請求料金、入金情報その他の料金等の請求・決済に係わる実績情報をいいます。

#### 第4条（通知および同意について）

当社は、本規約に特別に規定される場合を除き、通知の内容および当社に登録された連絡先情報等に応じて、電子メールによる送信、本サービスに関する当社所定のWebページへの掲載電話、その他当社が適当であると判断する方法により、会員等に随時必要な事項を通知します。

2 前項の通知が電子メールによる送信で行われる場合、当社は、会員等が登録指定したメールアドレス宛てに発信します。この場合、当社は、電子メールを発信した時に、この会員等への通知がなされたものとみなします。なお、会員等は、当社が電子メールで発信した通知の内容を遅滞なく確認しなければなりません。

3 第1項の通知が当社所定のWebページへの掲載で行われる場合、当社は、この通知を当社所定のWebページへ掲示し、会員等がこのWebページにアクセスすればこの通知を閲覧することが可能となったことをもって、会員等への通知がなされたものとみなします。

4 第1項の通知が電話で行われる場合、当社は、第5条で規定する会員契約の申し込みの際に登録した電話番号に対して発信し、会員等との会話の成立または留守番電話機能により、伝言がその電話端末等に登録されたことをもって、会員等への通知がなされたものとみなします。

5 当社が第2項、第3項または第4項で行う会員等に対する通知の内容は次のとおりです。会員等は、これらの通知が、一律に行われることに同意します。

- (1) 定期的に会員等に対して行われるお知らせ
- (2) 本規約および利用規約等の変更に関するお知らせ
- (3) 個々の会員等に有益と思われる本サービスおよび関連するサービス、商品、お知らせ等の情報

(4) その他本サービスをご利用いただくうえでの注意、お知らせ等、当社が周知必要と認めた事項

## 第2章 会員契約

### 第5条 (会員契約の申し込み)

本サービスの利用の申し込みをする個人（以下、利用申込者といいます。）は、本規約および利用を希望するサービスに関する利用規約等に同意のうえ、当社所定の方法により当社へ申し込みを行う必要があります。

### 第6条 (会員契約の成立)

会員契約は、前条に定める利用申込者からの申し込みに対し、当社が、当社所定の方法により承諾の通知を発信した時に成立します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、利用申込者による会員契約の申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 登録情報に虚偽、誤記、または記入もれがあることが判明した場合
- (2) 利用申込者が住居を日本国内に有していない場合
- (3) 利用申込者が、申し込み以前に、本規約の違反等により、AllBlue ID の利用の一時停止、強制退会処分、その他の会員資格の取り消しが行われている場合
- (4) 利用申込者が指定したクレジットカードまたは指定口座が、クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関等により利用停止処分を受けている場合
- (5) 利用申込者が過去に、本サービスの利用に際し、料金等の未納または滞納をした場合
- (6) 利用申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人および民法第17条第1項の審判を受けた被補助人のいずれかであり、申し込みの際に、親権者、後見人または代理権付与の審判がなされた補助人もしくは保佐人その他の法定代理人の同意等を得ていなかった場合
- (7) 利用申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上、著しい支障が生じると当社が判断した場合
- (8) 利用申込者が連絡用に登録したメールアドレス等の連絡先に、当社からの通知が到達しなかったことが判明した場合

### 第7条(最低利用期間および契約解除料金)

- (1) 本契約における、最低利用期間は第6条により契約が成立した日の属する月から、起算して24ヶ月とする。
- (2) 会員が第10条第3項及び第11条により退会となった日が第7条第1項に定める最低利用期間に満たない場合は契約解除料金として、契約期間に関わらず5,250円を当社に支払うものとします。

### 第8条 (登録情報の変更)

会員等は、連絡用に登録したメールアドレス等の連絡先や、その他の登録情報に変更があった場合、当社所定の方法により、すみやかに変更の届け出を当社に行わなければなりま

せん。

2 会員は、前項の届け出を怠った場合に、当社からの通知が不到達となったとしても、通常到達すべき時に到達したとみなされることをあらかじめ異議なく承認します。

3 有料サービスを利用する会員等は、次の各号の変更を希望する場合には、当社所定の方法により申し込みをする必要があります。

(1) 料金等の支払方法

(2) 料金等の支払いに利用するクレジットカードの番号

(3) 料金等の口座振替または払込に利用する金融機関の口座番号等

4 当社は、前項の変更の申し込みがあった場合は、前条の規定に準じて取り扱います。

5 当社は、前二項の規定により変更の申し込みが郵送または電話によりなされた場合において、当社が変更の申し込みを毎月10日までに受領承諾したときは、当社は、本サービスの利用について変更された事項をその受領承諾日の属する希望月から適用し、当社の受領承諾日が毎月10日を過ぎたときには、受領承諾日の翌月の初日から適用します。なお、会員は、クレジットカード番号の変更を行う場合に限り、郵送による変更の申し込み方法に代えて、当社所定のWebページからオンラインによる変更の申し込みができます。

6 金融機関またはクレジットカード発行会社等の審査が遅れた場合には、実際の適用日が前項で規定する適用日より遅れる場合があります。

#### 第9条（権利の譲渡等）

会員が、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権その他担保に供する等の行為をすることはできません。

2 会員が死亡した場合は、本サービスを受ける権利を相続人が承継することはできません。

3 当社は、会員の死亡の事実を知ったときは、その時点で会員契約の解除があったものとして取り扱います。

4 当社は、会員に何ら通知を行うことなく、当社が会員から料金等（延滞利息を含みます。）の支払いを受ける権利の全部または一部を、

(1) 会員が第26条第1項第1号に定めるクレジットカードによる料金等の支払方法を選択する場合には、会員が指定したクレジットカードの発行会社に対して、

(2) 会員が第26条第1項第2号に定める預金口座振替による料金等の支払方法を選択する場合には口座振替サービスを代行する当社所定の会社（以下、口座振替代行会社といいます。）に対して、譲渡することができます。

#### 第10条（退会）

会員は、自ら会員契約の解約（以下、退会といいます。）を希望する場合、当社所定の方法により当社に届け出るものとし、当社での退会処理終了後、退会となります。

2 退会手続き処理は、毎月25日までに当社に届け出のあった会員については、当該届け出のあった月の末日退会として処理し、25日以降に届け出のあった会員については当該

届け出月の翌月末日退会として処理になります。

3 本規約または各利用規約等の定めに従って会員が本サービスの利用資格をすべて失った場合、当社は、この会員が退会したものとみなします。

#### 第11条（当社による契約の解除）

当社は、第14条の規定により本サービスの利用停止を受けた会員等が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合または会員契約成立後に会員が第6条各号に該当することが判明した場合には、当社所定の方法により通知することにより、その会員契約を解除することができます。

2 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用停止をすることなく、当社所定の方法により通知することにより、直ちに会員契約を解除することができます。

（1）第32条第2項または第4項の規定によりファイル等の掲載停止または削除を受けた会員等が、同様の掲載等を繰り返し行った場合

（2）会員等が第14条第1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障があると当社が判断した場合

（3）会員等が第7条第1項の届け出を怠ったことにより、所定の期間、当社からの電子メールの送信が不能となった場合

3 前二項の規定により会員契約が解除された場合、会員は、本サービスの利用に係わる一切の債務（第14条第1項第7号に定める超過に係わる支払債務を含みます。）につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。

4 当社は、本サービスの利用実績が1年以上発生していない会員に対して、一定の予告期間をもって当社所定の方法により通知することにより、この会員との会員契約を解除することができます。ただし、本サービスの利用実績が1年以上ない場合においても、料金等の支払いを滞りなく行っている会員については、この限りではありません。

### 第3章 AllBlue ID 等

#### 第12条（AllBlue ID 等の管理および使用）

会員等は、サービスログインの際に必要な AllBlue ID 等を、会員本人の責任により管理および使用しなければなりません。当社は、会員等によるこれらの使用上の過誤または第三者による不正使用等により会員等に損害が発生したとしても、一切その責任を負いません。

2 会員等は、当社が別途定める場合を除き、AllBlue ID 等を第三者に使用させたり、貸与、譲渡または売買等したり、これらの行為をすることを企図することはできません。

3 会員は、会員等の AllBlue ID 等により本サービスが利用されたときには、その会員自身の利用とみなされ、その利用に係わる料金等を負担しなければなりません。なお、この利用が会員の関係者による場合には、その会員の関係者の利用に係わる手続きを行った会員が負担しなければなりません。

### 第4章 利用の制限等、利用中止、利用停止

### 第 13 条 (利用の制限等)

当社は、電気通信事業法 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順またはアプリケーションを用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、その電気通信に割り当てられる帯域を制御すること等によりその電気通信の速度や通信量を制御することがあります。

3 当社は、会員等が当社所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス用に使用される設備に過大な負荷を生じさせる行為、その他その使用もしくは運営に支障を与える行為、または会員等もしくは第三者による迷惑メール等送信行為があった場合、またはこれらの行為が相当な確度をもってなされる可能性を当社があらかじめ察知し、確信した場合には、通信の利用を制限し、本サービスの利用を制限することがあります。

### 第 14 条 (利用中止)

当社は、次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、会員等による本サービスの全部または一部の利用を中止することがあります。

(1) 当社または提携先のシステムの保守または工事を行う場合

(2) 天災、事変その他非常事態が発生しまたは発生するおそれがあり、本サービス提供のための運営ができなくなった場合

(3) 当社が、運営上、技術上その他の理由で本サービスの利用中止が必要と判断した場合

2 当社は、前項の規定により会員等による本サービスの利用を中止するときは、その旨を会員等に通知せずに利用中止をする場合があります。

### 第 15 条 (利用停止)

当社は、会員等が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、その会員等による本サービスの全部または一部の利用を停止することがあります。

(1) 会員契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合

(2) 会員が支払方法を当社所定の期間内に当社に通知しなかった場合

(3) 支払期日を経過してもなお料金等を支払わない場合（なお、第 8 条第 4 項により権利の譲渡が行われた場合には、権利の譲受人に対する料金等の不払いも含みます。）

(4) 会員が第 26 条第 1 項第 1 号に定めるクレジットカードによる料金等の支払方法を選択した場合において、会員が指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき

(5) 会員が第 26 条第 1 項第 2 号に定める預金口座振替による料金等の支払方法を選択した場合において、会員が指定した預金口座の利用が解約その他の理由により認められな

なくなったとき

(6) 破産手続き開始または再生手続き開始の申立があった場合

(7) 第32条または第40条第2項の規定に違反した場合

(8) 会員等が第25条第1項に定める料金月において利用することができる本サービスに係わる料金等の合計額について限度額が第25条第4項に基づき設定される場合において、料金等の合計額が限度額を超過したとき（ただし、本サービスの利用停止の期間は、対象となる料金月においてこのような超過が生じた時から対象となる料金月の末日までとします。）

(9) 社および当社の委託先の問い合わせ窓口等へ、正当な事由もなく長時間の電話をしたり、同様の繰り返し電話を過度に行ったり、または不当な義務等を強要したり、威嚇等をもって嫌がらせ、恐喝もしくは脅迫に類する行為をしたりすることで、当社または当社の委託先の業務に著しく支障をきたした場合

(10) 前各号のほか本規約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日および期間または停止を解除する条件を会員等に通知せずに利用停止する場合があります。

3 会員が複数の会員契約を締結している場合において、締結している会員契約のうちの一つについて本条第1項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、この会員が締結する他のすべての会員契約においても本サービスの提供を停止することができるものとします。

4 前三項の場合において、その利用中に係わる会員の一切の債務（本条第1項第8号に定める超過に係わる支払債務を含みます。）は、本サービスの利用停止があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

## 第5章 サービスの種類と概要

### 第16条（サービスの種類と内容）

本サービスの種類としては、以下の各号に記載される種類があり、その利用条件等の詳細については、別途、当社が規定する個別の利用規約等に規定するところによります。

(1) 無料サービス：当社または当社の提携先から提供される各種イベント、コンテンツ、その他の内容に関する情報を無料で会員等に提供するサービス

(2) 有料サービス：当社または当社の提携先が有料で会員等に提供するサービス

### 第17条（提携サービスの取り扱いについて）

会員等は、本サービスを通じて、当社の提携先が責任主体として、会員等に提供するサービス（以下、提携サービスといいます。）を、提携先等第三者が別途規定する規則に従い利用することができます。この場合、提携サービスには提携サービスに係わる規則が適用されるほか、当社は本サービスの一部として取り扱い本規約を準用します。

2 提携サービスに係わる規則が本規約と異なる定めをしているときは、提携サービスに関

する限り、提携サービスに係わる規則が優先します。

#### 第 18 条 (サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、本規約に定める場合を除き、日本全国とします。

#### 第 19 条 (サービスの休廃止)

当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に休廃止することがあります。

2 当社は、前項に従い、本サービスを休廃止するときは、休廃止によって提供されなくなるサービスの内容、休廃止の期日および休止の場合には休止予定期間を、休廃止されるサービスの内容に応じた相当な期間において、当社所定の方法により、対象となる会員等に対し事前に通知せずに休廃止する場合があります。

#### 第 20 条 (サービスの利用)

会員は、個々の本サービス（提携サービスを含みます。以下同じ。）の利用に際し、必要となる登録手続きがある場合には、事前にその手続きを完了する必要があります。

2 会員は、個々の本サービスの利用に際し、本規約および利用するサービスの利用規約等を遵守して利用しなければなりません。

3 会員は、自己の有する資格に基づいて本サービスを利用する会員の関係者に対し、本規約において自己に課されている義務と同等の義務を課し、これを遵守させ、かつ、当社に対して、その会員の関係者による義務違反に関し、その会員の関係者に代わり責任を負います。万一、その会員の関係者が義務違反した場合、会員は、自己の費用と責任において、当社の指示に従い、その会員の関係者による本サービスの利用を中止させ、かつ、再発防止に必要な措置をとらなければなりません。

4 会員は、本サービスのうち、当社所定のサービスについて、AllBlue ID 等により認証することで、利用することができます。

5 会員は会員の関係者が第 3 2 条第 1 項各号に定める禁止行為のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合には、その会員の関係者の行為を会員の行為とみなして、本規約の各条項が適用されます。

### 第 6 章 接続サービス

#### 第 21 条 (接続サービス)

接続サービスとは、有料サービスのうち、当社が本規約に基づき提供するインターネット接続サービスであり、当社所定の方法により会員が利用できるサービスをいいます。

2 会員は、規定に従いオプションサービスを利用した場合、その利用に基づき発生する料金等を当社に支払わなければなりません。

3 オプションサービスのうちその利用に際して当社が特別の申し込みを必要とするものにつき、会員から利用の申し込みがあった場合、当社は、第 6 条の規定に準じて取り扱います。

4 会員がオプションサービスを利用する際にオプションサービスに付随する運用規定が



定められている場合、会員は、その運用規定に従って利用しなければなりません。運用規定が本規約と異なる定めをしている場合は、そのオプションサービスに関する限り、その対象となる運用規定が優先します。

#### 第 22 条 (接続サービスの営業時間)

接続サービスを利用できる時間は、1日24時間、1週7日とします。ただし、別途当社が定める接続サービス用設備に係わる保守の時間を除きます。

#### 第 23 条 (接続サービス利用契約の締結)

会員が接続サービスを利用する場合には、本規約を含め会員が利用する接続サービスに係わる規約等に同意のうえ、当社所定の手続きに従って、サービス契約を締結する必要があります。

2 会員が、会員の関係者に接続サービスを利用させる場合には、会員の関係者による本サービスの利用に係わる利用料金を負担することに合意し、規約等に同意のうえ、当社所定の手続きに従い契約を締結する必要があります。

#### 第 24 条 (接続サービス契約に必要な設定情報の通知)

当社は、会員が接続サービスに係わる利用契約を締結した場合、利用契約の締結後すみやかに、接続サービスの利用に必要な個別の会員等に固有の設定情報を会員等に通知します。

### 第 7 章 料金等

#### 第 25 条 (料金等)

料金等は、有料サービスの利用頻度もしくは利用量に応じて金額が変動する従量料金および有料サービスの利用契約に基づき一定の金額が請求される基本料金およびその他の費用に区分されます。

2 料金等の具体的な額は、サービスごとに提示または掲載される料金表に定めるとおりとします。

#### 第 26 条 (料金等の計算方法)

当社は、本サービスのうち、毎月自動継続して提供される有料サービスの料金について、別段の定めのある場合を除き、毎月の初日から末日までの間（以下、料金月といいます。）を単位として計算します。

2 会員契約が解除、解約等理由のいかんを問わず終了した場合には、解除または解約がなされた月の月末までの有料サービスに係わるサービス料を支払わなければなりません。なお、本規約に別段の定めがある場合を除き、第 9 条に基づく契約解約の場合については有料サービスのサービス料の支払対象期間中はサービスを利用することができます。

3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月を変更することがあります。

4 当社は、会員等が料金月において利用することができる本サービスに係わる料金等の合計額について、限度額を設定することができます。

#### 第 27 条 (料金等の支払方法)

会員は、有料サービス（接続サービスを含みます。）を契約した場合には、個別のサービス

契約に基づき、別途当社が定める料金等を、次の各号に定めるいずれかの支払方法を指定選択して支払います。なお、基本料金については、有料サービスの利用の頻度もしくは利用の有無に関係なく、契約した有料サービスの料金表等に定める固定料金の支払いを要します。特定のサービスによっては、支払方法が限定される場合があります。また、当社が支払方法を指定した場合、または、支払方法の変更を要求した場合には、会員はこれに従わなければなりません。

(1) クレジットカード

当社が指定したクレジットカード会社の発行するクレジットカードにより、クレジットカード会社の規約に基づき支払う方法。ただし、カードの名義とサービスの決済者名義が同一であることを条件とする

(2) 預金口座振替

会員が指定する金融機関口座からの引き落としにより支払う方法

(3) その他

取引の内容に応じて当社が定める方法

2 料金等の支払いが前項第1号に定めるクレジットカードによる場合、料金等は、会員が指定したクレジットカード会社のクレジットカード利用規約に

おいて定められた振替日に会員指定の口座から引き落としされます。

3 料金等の支払いが本条第1項第2号に定める預金口座振替自動払込による場合、料金等はサービスを利用した月の翌月27日（当日が金融機関の休業日のときは翌営業日）に会員指定の口座から引き落としされます。ただし、利用した月（サービスの提供を開始した日が属する月を除きます。以下、利用月といいます。）の料金等が1,000円未満のときは、前回の料金等を支払った利用月（以下、前回の支払対象月といいます。）の後の利用月の料金等の累積金額が1,000円以上に達した利用月の翌月にその累積の料金等を一括で支払わなければなりません。また、前回の支払対象月の後6カ月を経過しても、料金等の累積金額が1,000円に満たないときは、6カ月の期間満了月の翌月にその6カ月間の料金等を一括して支払わなければなりません。なお、第9条により会員契約が解約された場合には、前回の支払対象月の後解約がなされた月（以下、解約月といいます。）までの料金等を解約月の翌月に一括して支払わなければなりません。

4 会員による支払方法が確定しない場合において、利用した料金等の支払いがなされないときは、未払いの料金等の支払いについては、支払い方法が確定された時に全額一括して支払わなければなりません。

5 サービスの料金について、その全部または一部の支払時期を変更させていただくことがあります。

6 料金等の支払いが本条第1項第2号に定める預金口座振替による場合、会員は預金口座振替が行われるごとにこれらに係わる手数料の支払いを要します。

7 会員は、提携サービスなど提携会社であるサービス提供者の有する代金債権に対し、当

社が代行して徴収することに同意します。

#### 第 28 条 (延滞利息)

会員は、有料サービスの料金（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払わなければなりません。

2 当社は、前項の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第 29 条 (債権譲渡)

当社は、会員に一定の期間、料金等の不払い等の事情がある場合、会員に対して有する利用料金その他の債権を、法務省の営業許可を得た債権管理回収業者に譲渡することがあります。

### 第 8 章 利用上の注意

#### 第 30 条 (端末等)

会員等は、自己の費用と責任で、端末を準備し、電気通信事業者等の電気通信サービス等を経由して本サービスを利用します。

2 会員等は、本サービスの提供に支障を与えないために、前項の端末を正常に稼働するように維持します。

#### 第 31 条 (情報の管理)

会員等は、本サービスを利用して受信または送信する情報については、本サービス用設備の故障による消失を防止するための措置をとります。また、会員等は、やむを得ない事由により本サービス用設備が故障した場合、会員等の情報が消失することがあることをあらかじめ了承します。

第 32 条 (請求書および利用明細書の不発行について) 当社は、請求書および利用明細書の会員への発行はしません。

#### 第 33 条 (会員の義務等)

会員等は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定める行為をしないようにします。

- (1) 本サービスにより利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為
- (2) ウイルス等の有害なコンピュータプログラムまたは情報等を送信、掲載または書き込む行為
- (3) 他の会員等の AllBlue ID 等を不正に取得もしくは使用し、または他の会員等もしくは自己の AllBlue ID 等を不正に他の会員等もしくは第三者に使用させる行為
- (4) 事前の当社の承諾なく、接続サービスを不特定の第三者に利用させる行為
- (5) 他の会員等、当社または第三者の著作権、商標権もしくはその他の知的財産権を侵害する行為
- (6) 他の会員等、当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、または特定の地域を名指しする等の方法により他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を

傷つけるような行為

(7) 他の会員等、当社もしくは第三者の財産またはプライバシーもしくは肖像権等を侵害する行為

(8) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれが高い行為

(9) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為

(10) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為

(11) 他の会員等、当社もしくは第三者に対し無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信する行為、または他の会員等、当社もしくは第三者に社会通念上嫌悪感を抱かせるもしくはそのおそれがある電子メール（嫌がらせメール等）を送信する行為、一時に大量の電子メールを送信する等により他の会員等、当社もしくは第三者の電子メールの送受信に支障をきたす行為、または特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）に違反する行為（以下まとめて、迷惑メール等送信行為といいます。）

(12) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待または若年者にとって不適當もしくは有害な内容

の画像、映像、音声、文書または情報等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為、またはインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に違反する行為

(13) 会員等もしくは第三者の設備等または本サービス用設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為

(14) 犯罪や違法行為に結びつく、または結びつくおそれが高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載させることを助長させる行為

(15) その他法令に違反または公序良俗に反する行為

(16) その他本サービスの運営を妨げるような行為

(17) その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為

2 当社は、前項各号に掲げる内容のファイルその他当社が本サービスの運営上不適當と判断したファイル等を、別途公表する運用ルールに従い、掲載停止または削除することがあります。ただし、当社は、これらのファイル等を掲載停止または削除する義務を負うものではありません。

3 本サービスの各Webサイト等（提携サービスによるものを含みます。本条において、以下同じ。）には、本規約に定めるほか参加規則を設ける場合があります。会員等が、これらのWebサイト等に参加する際にはこの参加規則に従わなければなりません。

4 会員等は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負います。万一本

サービスの利用に関連し他の会員等または第三者に対して損害を与えたものとして、損害を被った他の会員等または第三者から何らかの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、会員等は、自らの費用と責任においてこの請求または訴訟を解決し、当社を一切免責します。

5 当社が別途指定する手続きにより、会員が会員の関係者に利用させる目的で、かつその会員の関係者による本サービスの利用に係わる利用料金の負担に合意して会員契約を締結したときは、その会員は、その会員の関係者に対しても、会員と同様にこの規約を遵守させる義務を負わなければなりません。

6 前項の場合、会員はその会員の関係者が本条第1項各号に定める禁止行為のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を被らせた場合、その会員の関係者の行為を会員の行為とみなして、本規約の各条項が適用されます。

#### 第34条（自己責任の原則）

会員等は、本サービスの利用に伴い他者（国内外を問いません。以下同じ。）に対して損害を与えた場合または他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決をします。会員等が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合または他者に対してクレームを通知する場合も同様とします。

2 当社は、会員等が故意または過失により当社に損害を被らせたときは、会員等に損害の賠償を請求することができます。

#### 第35条（サービスの追加・変更）

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加することがあります。この場合、第2条の規定を準用します。

2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加につき、何ら責任を負うものではありません。

### 第9章 個人情報および通信の秘密の取り扱い

#### 第36条（個人情報等の保護）

当社は、会員等の個人情報を別途当社のWebページ上に掲示する「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱います。

2 会員は、当社が、知り得た会員等の個人情報のうち次の第1号から第11号の各号に定めるものを、それぞれ各号に定めるその利用（第三者への提供を含みます。）の目的（以下、利用目的といいます。）の達成に必要な範囲内でこれを保存し利用することに同意します。

（1）本サービスの提供に伴い必要となる個人認証、運用業務、料金等の請求、与信管理、ならびに料金等の変更およびサービスの変更、追加または廃止に係わる通知をするため、ユーザ認証情報、氏名、メールアドレス、電話番号、FAX番号、住所、性別、生年月日、通信履歴、アカウント情報（クレジットカード会社名、クレジットカード番号その他の料金等の支払方法に関する情報をいいます。）、会員契約情報（契約の種類、申込日、契約日、回線の種別・状況・名義人、申し込みのコースその他の会員契約の内容に関する情報

をいいます。)、および料金等情報等を利用すること

(2) 会員等が請求または購入した資料、サンプル・試供品、景品および商品等の配送その他の提供をするため、氏名、AllBlue ID等、住所、および電話番号等を利用すること

(3) 会員等からの請求、問い合わせおよび苦情に対する対応、または連絡をするため、氏名、AllBlue ID等、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、通信履歴、エラーコード等および料金等情報等を利用すること

(4) 当社または当社の提携先等第三者の商品またはサービス等の品質向上等を図るためのアンケート調査等を行い、その集計および分析等を行うため、AllBlue ID等、氏名、メールアドレス、電話番号、住所、性別、生年月日、通信履歴、勤務先情報、家族構成、居住状況、趣味・嗜好その他の属性に係わる情報、料金等情報、およびアンケート調査等の結果得られた情報等を利用すること

(5) 当社または当社の提携先等第三者の商品、サービス等または広告、宣伝その他の情報の内容を会員等ごとにカスタマイズする等これらを向上させるため、AllBlue ID等、氏名、メールアドレス、Webサイトの閲覧履歴、電子メールへの反応状況、性別、生年月日、趣味・嗜好その他の属性に係わる情報、通信履歴、料金等情報、および当社が提供するサービスの利用に係わる情報等を個別に告知を行うことなく取得するとともに、これらを会員等の個人情報その他当社が知り得た情報等と関連付けて利用すること

(6) 前二号に定める当社の提携先等第三者による商品またはサービス等の改良、企画開発またはマーケティング活動のため、前二号により得られた情報等を、会員等を識別または特定することができない態様にて、当社の提携先等第三者に開示または提供すること

(7) 当社または当社の提携先等第三者の商品またはサービス等に関する広告、宣伝、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための、当社のWebサイトその他会員等の端末上への表示、電子メールの送信もしくは印刷物の送付等(サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。)を行い、または電話をするため、氏名、AllBlue ID等、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、およびダイレクトメール・情報誌等の配信または購読希望情報等を利用すること

(8) 会員契約の解除に伴う会員の退会処理のため、AllBlue ID等、通信履歴、およびその他会員の退会処理に必要な情報等を会員の退会後も当社所定の期間利用すること

(9) 会員等の個人情報の第三者からの開示の依頼もしくは要望があった場合またはサービス、商品、権利の電話による勧誘販売もしくは入会のための同意を求める場合等会員等の同意を求める必要が生じたときに、この会員等の事前の同意を得るため、電子メールの送信もしくは印刷物の送付等を行い、または電話をするため、氏名、AllBlue ID等、住所、電話番号、およびメールアドレス等を利用すること

(10) その他任意に会員等の同意を得た利用目的のため、会員等の個人情報を利用すること

(11) 裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い会員等の個人情報を開示するため、

会員等の個人情報を利用すること

3 利用規約等に会員等の個人情報に関する利用目的その他の取り扱いの定めがある場合においては、利用規約等に基づく取り扱いの定めとともに前項の規定の両方が重ねて適用されます。

4 当社は、会員等の個人情報を適切に管理するように契約等により義務付けた業務委託先に対し、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、会員等の個人情報の取り扱いを委託することがあります。

5 当社は、会員等の秘密情報、または会員等の個人情報を（以下、あわせて個人情報等といいます。）を本人の承諾なく、本人以外の者に開示、提供せず、本サービスの提供に必要な範囲を超えて利用することはありません。

6 当社は、刑事訴訟法218条（令状による差押さえ・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、法令および令状に定める範囲で前項の守秘義務を負いません。

7 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、前二項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることがあります。ただし、照会の内容が通信の秘密に及ぶ場合には、通信の秘密に関しては第36条の規定に従います。

8 当社は、会員契約の終了後も当社が定める一定の保存期間は個人情報を保管することがありますが、保存期間の経過後は、すみやかに個人情報等を消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、保存期間経過後も消去しないことができます。

#### 第37条（通信の秘密の保護）

当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するため必要な範囲でのみ使用または保存し、第三者に開示または漏洩することはありません。ただし、裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示する場合には、この限りではありません。

2 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押さえ・捜査・検証）その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的処分が行われた場合には、該当する処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負いません。

3 当社は、会員等が第32条第1項の各号のいずれかに該当する禁止行為をなし、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当業務行為または緊急避難と認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲内でのみ、会員等の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

#### 第10章 責任

第38条（当社の責任の範囲および制限等）

天災、事変その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責を負いません。

2 当社は、会員等が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。また、提携サービスによるものを含みます。）について、その完全性、正確性、有用性その他何ら保証しません。これらの情報等のうち当社以外の第三者による提供に係わるものに起因して生じた損害等について、当社は、何らの責任も負いません。

3 当社は、本契約に基づく会員による本サービスの利用に関連して当社が会員に対し損害賠償責任を負う場合、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、その会員に現実に発生した通常損害の範囲に限られ、かつ、その総額は、損害が生じた日が属する月に当社がその会員から受領すべき料金にこれに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えません。

4 前各号に定めるところを除き、当社は、会員等が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負いません。

## 第11章 保守および運用等

### 第39条（接続サービスの維持責任）

接続サービスを利用する会員等は、接続サービスを利用することができなくなったときは、その旨を当社にすみやかに通知しなければなりません。

2 当社は、当社が設置した接続サービス用設備もしくは当社が他の電気通信事業者から提供を受けた接続サービス用通信回線に障害が生じ、または接続サービス用設備が滅失したことを知ったときは、すみやかにその接続サービス用設備を修理もしくは復旧または関係する他の電気通信事業者にその接続サービス用通信回線の修理もしくは復旧を指示します。

### 第40条（ファイル情報の消去）

当社は、本サービス用設備のファイル容量に余裕がなくなるおそれがあるときは、そのファイルに蓄積されている会員等の情報を消去することがあります。

## 第12章 雑則

### 第41条（著作権等）

別段の定めのない限り、本サービスを通じて提供する情報（提携サービスによるものを含みます。）に関する著作権その他の知的財産権は、当社に帰属します。

2 会員等が、本サービスを利用することにより得られる一切の情報（提携サービスによるものを含みます。）を、当社またはこれらの情報に関し正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等その方法のいかんを問わず自ら行うこと、および第三者をして行わせることは法令により、禁じられています。



#### 第 42 条 (広告電子メール等の送信等)

当社は、会員等に対して会員契約に関連する取引内容の説明、利用料金等の通知その他重要なお知らせ等を行う際に、広告宣伝が付随的に含まれる広告電子メールの送信を行うことがあります。

2 当社は、会員等に対し、フリーメール、メールマガジン等の無償サービスに広告宣伝が付随的に含まれる広告電子メールの送信を行うことがあります。

3 当社は、前二項の場合を除き、広告電子メールを送信するときには、あらかじめ広告電子メールを送信することにつき同意または請求を受けた者に、広告電子メールを送信します。

4 当社は、会員等に対し、広告宣伝を行うために、印刷物の配送等（サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。以下この項にて同じ。）を行うことまたは電話をすることがあります。

5 会員等は、当社からの広告電子メールの送信または前項所定の印刷物の配送等もしくは電話をすることを希望しない場合には、当社所定の方法にて当社に通知することにより、当社からの広告電子メールの送信もしくは広告宣伝のための印刷物の配送等または電話を拒否することができます。

#### 第 43 条 (準拠法)

本規約に関する準拠法としては、すべて日本国の法令を適用します。

#### 第 44 条 (合意管轄)

会員と当社との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附 則

本規約は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。

改訂・適用 平成 23 年 08 月 25 日\_\_

訂正：第 10 条 (退会) 第 2 項 (10 日→25 日)